

# 事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-25	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	児童相談所移管準備事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	西浦	
			担当者名	蜂谷	内線	3841	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-19-01	児童相談所移管準備事業					
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	29年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	有 無	31年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	児童相談所を設置し、児童相談行政を担うことで、地域全体で切れ目ない一貫した相談・支援を行う。そして、全ての子どもと安全を守り、子どもたちが健やかに成長し、未来に希望を抱ける地域社会とするために、児童相談行政の更なる充実を図る。						
対象者等	区内の子ども及び家庭						
内容	都及び特別区間の連携体制を確保した上で、平成32年度の児童相談所開設（一時保護所併設）を目指す。 所在地：荒川区荒川一丁目50番3他 敷地面積：1,018.53㎡（セットバック分含む。） 延床面積：2,000㎡程度 整備スケジュール：平成29年度～30年度 基本設計・実施設計 平成30年度～31年度 建設工事 平成32年度 児童相談所開設予定						
経過	平成28年 5月 児童福祉法改正（特別区の児童相談所設置が可能になる。） 平成29年 3月 児童相談所開設に向けた計画書案を都に提出 平成29年 3月 基本設計等業務委託公募開始（プロポーザル） 平成29年 6月 基本設計等業務委託契約締結 平成29年 6月 児童相談所開設に向けた計画書案について都との協議開始						
必要性	児童虐待に関わる支援は、発生防止から相談、一時保護、家庭復帰まで、切れ目ない一貫したものである必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
予算額							29,376	
決算額（29年度は見込み）							29,376	
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						報償費	アドバイザー謝礼	3,872
						旅費	他自治体の児童相談所視察	718
						需用費	消耗品	912
						委託料	基本設計等業務委託	23,800
						使用料等	住民説明会会場使用料	14
						負担金補助等	研修・講演会参加費	60

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		0	地方税		0	
	物件費		0	国庫支出金		0	
	維持補修費		0	都支出金		0	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		0	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		0	
	賞与・退職給与引当金繰入額		0	行政収支差額(a)-(b)=(c)		0	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		0	通常収支差額(c)+(d)=(e)		0		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		0		
備考	平成29年度新規事業のため、平成28年度の行政費用なし。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標							

問題点・課題	都及び特別区間の連携体制を確保する必要がある。 高度な専門性を有した質の高い職員の確保、育成といった体制の構築が必要である。 里親の拡大や児童養護施設（グループホーム等）の誘致など、社会的養護の体制整備が必要である。
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-	都及び特別区間の連携体制を確保するため、整理された課題について協議を進める。
	-	-	高度な専門性を有した質の高い職員を確保、育成するため、採用及び研修について庁内協議を進める。
	-	-	里親の拡大に向けた啓発事業の実施及び児童養護施設の誘致について検討を進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	平成32年度の児童相談所開設に向けて重点的に推進していく必要がある。

況議(要質問状)	平成28年度6月会議 平成28年度9月会議 平成28年度11月会議 平成29年度6月会議	児童相談所設置に向けた課題への取組みについて 東京都児童相談所のノウハウや専門的職員の引継ぎ、広域的な連携の必要性について 児童相談所設置後の子ども家庭センターの役割について 児童相談所設置に向けた区の動向について
----------	---	--

# 事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-05-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	管理運営費（子ども家庭支援センター）		部課名	子育て支援部子ども家庭支援センター	課長名	木村	
			担当者名	栗山	内線	3788	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-01	管理運営費					
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	16年度	根拠	荒川区立子ども家庭支援センター条例・東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	・児童家庭相談機関として、子どもと家庭に関する相談に応じるとともに、児童虐待予防の取組及び様々なサービスの提供や調整、情報提供を行うことにより、すべての子育て家庭を支援する。 ・子育て講座や関係機関との会議を開催するほか、区民の様々な活動に資するために特例利用に供する「地域交流室」を管理運営する。						
対象者等	<相談業務> 区内の18歳未満の子どもとその保護者 <地域交流室> 子育てサークルを含むひろば館登録団体等 <サークル室> 子育てサークル（登録制）						
内容	子ども家庭支援センターの管理運営 ・子ども家庭支援センターの建物維持管理経費 ・相談業務、在宅育児支援業務に係る職員人件費等経費 <1階> 子育て交流サロン（3歳までの子どもとその保護者の集いの場） <2階> 相談室及び事務室 <3階> 子育てサークル室（サークル登録をした団体、および昼食時は登録不要で親子での利用に供する）及び相談室 <4・5階> 地域交流室 4階地域交流室は、29年4月から当分の間貸出停止し、相談対応機能強化及び児童相談所区移管に向けた準備のため使用開始						
経過	H16.4 ドン・ボスコ保育園内に子ども家庭支援センター開設 H18.4 旧宮地ひろば館をリニューアルし、移転 H19.10 児童虐待への対応強化を図るため、子どもに対する虐待の防止等に取り組む先駆型子ども家庭支援センターに移行 H21.4 虐待対応専門相談員の配置 H23.4 児童相談所への職員長期派遣開始、心理専門相談員（週1）の配置 H25.4 虐待対策コーディネーターの配置 H26.4 相談事務補助員の配置 H27.4 組織改正を行い、課長、事業係長、相談係長を配置した。また相談係には常勤職員の増員を行い、体制を強化した。 H29.4 相談対応機能強化等のため、常勤心理職1名及び非常勤心理職2名（相談窓口専門員）を配置						
必要性	第一義的な児童家庭相談機関及び通告窓口として、都内各区市町村で設置することとなっている。また、平成28年5月の改正児童福祉法においては、区市町村は「児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努める」ものとされており、センターの役割はより一層重要なものとなっている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 子どもと家庭の総合相談機関及び在宅育児支援の機能を持つ施設として、直営で設置・運営						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		17,819	18,950	40,149	17,551	4,800	4,967	4,664
決算額（29年度は見込み）		16,843	17,269	35,611	16,516	4,386	3,893	4,664
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	地域交流室稼働率	43%	36.7%	38.9%	40.3%	40.8%	39.9%	40.0%
	地域交流室利用団体数	-	86	81	111	114	84	90
	サークル室稼働率	33.9%	24.7%	35.3%	27.2%	43.5%	40.2%	40.0%

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	光熱水費・消耗品・修繕費	1,990	需用費	光熱水費・消耗品・修繕費	1,529	需用費	光熱水費・消耗品・修繕費	2,190
役務費	郵送料・洗濯・受水槽清掃等	171	役務費	郵送料・洗濯・受水槽清掃等	163	役務費	郵送料・洗濯・受水槽清掃等	168
委託料	清掃・保守委託等	2,125	委託料	清掃・保守委託等	2,201	委託料	清掃・保守委託等	2,306
備品購入費	情報マスキング機器	100						

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		2,733	地方税		0	
	物件費		3,773	国庫支出金		0	
	維持補修費		119	都支出金		0	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		0	使用料及び手数料		425	
	減価償却費		3,925	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		425	
	賞与・退職給与引当金繰入額		134	行政収支差額(a)-(b)=(c)		10,258	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		10,683	通常収支差額(c)+(d)=(e)		10,258		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		10,258		

備考 行政費用の大半は、施設の減価償却費と、清掃や設備の保守点検委託等を含む委託料にあたる物件費が占めている。

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	地域交流室稼働率(%)	40.3	40.8	39.9	40.0	40.0	
	地域交流室利用団体数	111	114	84	90	100	
	サークル室稼働率(%)	27.2	43.5	40.2	40.0	40.0	

問題点・課題	虐待通告を含む児童家庭相談について、第一義的に対応する機関であり、相談内容も複雑・多様化している。また、児童福祉法改正により特別区が児童相談所設置市になることが可能となったため、基礎的条件が整い、区移管に向けて大きく前進した。以上の点を踏まえ、人材の確保・養成等を計画的に進める必要がある。 乳幼児が多く利用する施設にも関わらず交通量の多い道路に面しているなど立地に課題があること、施設の老朽化が深刻なことから、新たに整備予定の区児童相談所内への移転や当面の対応を含め、施設のあり方を検討する必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
児童相談所の区移管を見据え、必要な人員を計画的に確保・養成するために人員の増配置を行う。	32年4月区児童相談所設置に向けた人員の確保・養成計画の策定について検討を行った。	子ども家庭支援センターに常勤心理職員(1人)及び区役所に相談窓口を設置し、非常勤心理職員(2人)を配置する。
児童相談所の区移管を見据え、移転等を含めて準備・検討を行う。	児童相談所区移管の準備及び相談対応能力の向上のため、子ども家庭支援センターの執務スペース拡大に向けた準備に取り組んだ。	子ども家庭支援センターの改修工事を行い、執務スペースを拡大する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	子どもと家庭に関する相談の拠点施設として、その機能を強化し、児童虐待や養育困難等のケースに対する対応力の充実に努める必要がある。

議(要旨)問(状)	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-05-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	要保護児童対策事業		部課名	子育て支援部子ども家庭支援センター	課長名	木村	
			担当者名	大迫	内線	3789	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-02	要保護児童対策事業費					
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、荒川区要保護児童対策地域協議会要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	児童虐待など深刻な状況に置かれている児童に関する通告や連絡・相談に応じ、要保護児童等の適切な保護・支援を行うとともに、児童の安定した養育環境を確保する。						
対象者等	区内に住む18歳未満の子どもとその保護者、妊婦						
内容	<東京都子供家庭支援センター事業要綱等に規定のある要保護児童対策事業> ・子ども（18歳未満）と家庭に係る相談及び支援 ・児童虐待の通告等への対応及び防止のための啓発活動 ・子どもや家庭に係わる関係機関のネットワーク強化を目的とした荒川区要保護児童対策地域協議会の運営 ・東京都児童相談所との定例連絡会及び虐待ケースの進行管理のための虐待モニタリング会議の開催 ・東京都と協定を締結し家庭復帰等のケースについての見守りサポート事業の実施 ・養育支援訪問事業の実施、子どものショートステイ事業の実施 ・東京都の養育家庭制度についての普及・啓発活動及び養育家庭支援連携						
経過	H19.2 荒川区要保護児童対策地域協議会設置 H19.10 児童虐待への対応を強化するため、先駆型子ども家庭支援センター（総合相談、地域組織活動等の従来機能に加え、児童虐待の予防と早期発見、見守り機能を付加）に移行 H19 児童生徒への虐待防止カードの配布 H21 虐待対応専門相談員の配置、虐待予防講演会 H22 虐待予防のためのグループミーティング H25～27 虐待予防のためのコモンセンスペアレンティングプログラム H23 機能強化：精神科医のスーパーバイズ、心理専門相談員配置 H25 虐待対策コーディネーターの配置及び虐待対策ワーカーの増配置 H27.2 特定妊婦情報提供ガイドライン作成 H27.4 子ども家庭支援センターが係から課となる						
必要性	子ども家庭支援センターは、区における児童の相談機関及び児童虐待対応機関として位置付けられており、本事業は子ども家庭支援センターの根幹事業として不可欠である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 養育支援訪問事業は委託で実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		4,730	5,600	5,042	5,974	7,875	7,314	8,271
決算額（29年度は見込み）		4,442	4,664	4,013	5,242	6,488	4,510	8,271
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	児童虐待新規件数（センター・児相合計）	154	155	269	387	400	502	580
	うち支援センター児童虐待新規件数	97	86	184	235	241	303	350
	養育家庭体験発表会参加者数	43	42	40	52	50	26	50
	虐待防止グループミーティング参加者	27	43	37	37	40	39	50

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	臨床心理士賃金	1,454	賃金	臨床心理士賃金	1,329	賃金	臨床心理士賃金	1,727
報償費	スーパーバイザー謝礼・講師謝礼	805	報償費	スーパーバイザー謝礼・講師謝礼	848	報償費	スーパーバイザー謝礼・講師謝礼	1,982
需用費	虐待防止啓発カード・消耗品他	196	需用費	虐待防止マニュアル・消耗品他	357	需用費	虐待防止マニュアル・消耗品他	816
役務費	コモンセンス講師謝礼・郵券	165	役務費	郵券	41	役務費	郵券	59
委託料	養育支援訪問事業業務委託	3,862	委託料	養育支援訪問事業業務委託	1,908	委託料	養育支援訪問事業業務委託	3,669
使用料等	子育て講演会会場使用料	6	使用料等	子育て講演会会場使用料	27	使用料等	子育て講演会会場使用料	18

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		52,222	地方税		0	
	物件費		3,662	国庫支出金		2,096	
	維持補修費		0	都支出金		2,270	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		848	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		4,366	
	賞与・退職給与引当金繰入額		2,555	行政収支差額(a)-(b)=(c)		54,921	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		59,287	通常収支差額(c)+(d)=(e)		54,921		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		54,921		
備考	相談等が主な業務であるため、職員の人件費等に当たる給与関係費が大半を占めている。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	支援センター相談対応活動件数	17118	24976	30341	30000	30000	来所・電話対応、訪問等活動件数
	区内の養育家庭数	6	6	7	7	7	要保護児童を家庭的養護する家庭数

問題点・課題	児童相談所の移管を視野に、要保護児童対策地域協議会における情報共有等の連携強化を図り、機動的に相談に対応できるようにする。 要保護児童を一定期間家庭において養育する養育家庭を増やし、家庭的養護の充実を図る。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
児童虐待対応マニュアル(改訂版)を作成し、関係機関との連携体制の強化を図る。	児童虐待マニュアルの作成に当たり、児童福祉法改正等の最新情報を反映するとともに、虐待発見のポイント等の内容を見直した。	児童虐待対応マニュアルを活用して、関係機関との最新情報の共有と連携体制の強化を図る。
区と養育家庭との交流会を実施し、課題認識や情報共有を図ることで、連携を密にしていく。	区と養育家庭との交流会の開催に向けた調整を行った。	区と養育家庭の交流会を開催するとともに、養育家庭を増やすため、児童相談所と連携しつつ区としての効果的なPRを推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	児童相談所の設置を見据えて、要保護・要支援児童とその保護者及び特定妊婦の支援について、関係機関と連携しながら中核機関として積極的に推進していく。

議(要旨)問(状)	平成26年6月会議 平成27年9月会議 平成28年9月会議 平成28年11月会議	居所不明児童への対応について 児童相談所の区移管の進捗状況について 里親の担い手を増やす体制と目標を持つこと 里親制度の理解と普及啓発
-----------	---	--



	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		2,090	地方税		0	
	物件費		13,584	国庫支出金		396	
	維持補修費		0	都支出金		396	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		0	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		792	
	賞与・退職給与引当金繰入額		102	行政収支差額(a)-(b)=(c)		14,984	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		15,776	通常収支差額(c)+(d)=(e)		14,984		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		14,984		
備考	行政費用のうち8割以上をショートステイ事業等の委託料にあたる物件費が占めている。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	利用児童数(延べ泊数)	175	323	212	190	200	ショートステイ事業
	利用実児童数	38	49	53	45	50	ショートステイ事業

問題点・課題	<p>ショートステイを利用するためには、支援センターに申請 ハイツ尾竹での保護者及び児童面接 利用日の前日までにハイツ尾竹に利用料の支払い 子どもを預ける、という手続きが必要であり、利用者から手続きの簡素化を要望する意見が寄せられている。</p> <p>保護者が疾病の場合は面接や送迎ができないため、ニーズはあるが利用できない場合がある。特に保護者の急病の場合は利用が予め予測できず、現状の3日前申請では対応できない。</p> <p>受け入れ先の人員配置の課題から、利用希望者のニーズに対応することが難しい場合がある。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
利用者の負担軽減のため、服薬に関する提出書類の見直し等を行う。	児童本人名で処方され、服薬期間内であり、服用説明書が添付されている場合は、服薬指示書と同様に対応することとした。	手続きの簡略化について、引き続き検討していく。
2歳児未満の乳幼児及び2歳以上の児童の受け入れ先の拡充について、引き続き検討する。	近隣区の施設は、その区の事業受け入れを優先して行っていることから、受け入れ先の拡大は困難であることが判明した。	区内における受け入れ先の開拓に取り組む。
ショートステイ事業の運用等について、話し合いを重ね改善する。	ショートステイ事業の運用等の改善に向けて、施設側と検討を行った。	区内における受け入れ先の開拓に取り組む。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	重点的に推進	児童福祉法において市町村が実施する事務として規定されており、家庭で一時的に養育困難となった児童の養育環境の確保のため、また、区児童相談所開設に向け、区における社会的養護の拡大を図るため、重点的に推進していく。

議(要旨)問(状)	
-----------	--